

議会広報特別委員会の設置について

- 1 本議会に、議会広報特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。
- 2 特別委員会は、10人の委員をもって構成する。
- 3 特別委員会は、次に掲げる事件について調査を行う。
 - (1) 市議会だよりの編集及び発行に関すること。
 - (2) 市議会ホームページの運営に関すること。
 - (3) その他議会広報に関することのうち、特別委員会が必要と認めるもの
- 4 特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。

提 案 理 由

市民の議会及び市政への理解と関心が高まるように、議会を挙げてより積極的に効果的な情報発信を推進するに当たり、議会広報活動の体制強化及び活性化を図るため、議会広報特別委員会の設置を提案するものである。